

観光資源等の施設（都市計画法第34条第2号）の必要な書類

			照会	許可	
				43条	29条
必ず必要となる書類	案内図	白図（1/2500）を原則とし、申請地を赤枠で明示。			
	公図	法務局発行のもの。申請地を赤枠で明示。転記した場合は閲覧日、転記した者及び転記場所を明記する。	写		
	土地登記簿謄本	法務局発行のもの。	写		
	配置図、現況図	接する道路と幅員、地盤高、敷地面積を明示。照会申請時はプラン可。			
	建築物の平面図、立面図	照会申請時はプラン可。			
	理由書	設置理由を簡潔に記載する（様式なし）。			
	事業計画書	申請地の概要、敷地面積、事業名称、事業内容（販売品目、仕入れ業者一覧表、建設資金計画書<残高証明書>、営業収支計画書<5年間>）。			
	住民票又は法人登記簿謄本	申請者が個人の場合は住民票（マイナンバーの記載がないもの）、法人の場合は法人登記簿を添付。	写		
	協議記録	関連担当部局との協議経過（観光資源の有効利用上必要がある場合には市経済部の担当課と協議する）。			
	誓約書、印鑑証明書	誓約書は実印。			
	委任状	代理人に手続きを依頼した場合。			
該当する場合 必要となる書類	会社の定款	法人登記簿で判断できない場合。			
	他法令による許認可等	宿泊施設の場合等。	写	写	写
	農地法許可書等	申請地が既に農地転用の許可を受けているとき。		写	写
	近郊緑地保全区域届出書	申請地が近郊緑地保全区域であるとき。		写	写
	その他市長が必要と判断した書類				
開発許可申請添付図書	開発行為等申請の手引による。				